また，教職員を対象とした研修機会の充実等が図られるとともに，教員の養成課程において，各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

①　司書教諭の配置

司書教諭は，学校図書館資料の選択・収集・提供のほか，学校図書館を活用した教育活動の企画の実施，教育課程の編成に関する他教員への助言等，学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから，その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第５条及び附則第２項の規定に基づく政令により，平成 15 年度以降，12 学級以上の学校（小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校）に，司書教諭を必ず配置しなければならないこととされており，各学校での配置が進められているが，引き続き司書教諭の配置を進めるとともに，司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう，司書教諭の講習を進める。

また，司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう，教職員の協力体制の確立や，校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに，司書教諭の役割等について理解を図る。

②　学校司書の配置

学校司書は，専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校図書館活動の充実を図るためには，学校司書を配置して，司書教諭と連携しながら，多様な読書活動を企画・実施したり，学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの，学校司書を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており（平成 28 年４月（平成 24 年５月）：公立小学校 59.3％（47.9％），公立中学校 57.3％（47.6％）[25]），市町村において，児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ，公立小中学校に学校司書を配置するための経費として，平成 29 年度からの「学校図書館図書整備等５か年計画」において，新

[25] 平成 24・28 年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

たに学校司書を位置付け，単年度約 220 億円，５か年総額約 1,100 億円の地方交付税措置が講じられている。都道府県及び市町村は，こうした措置の趣旨に鑑み，学校図書館の活性化を図り，児童生徒の読書活動を適切に支援するため，学校司書の更なる配置に努めるとともに，研修の実施等学校司書の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。

また，「学校司書のモデルカリキュラム」については，学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって，履修していることが望ましいとしたものである。学校司書の採用については，任命権者である都道府県，市町村，学校法人等の権限であり，これらに対して，モデルカリキュラムを周知し，モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進することが適切である。

③　その他

図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり，学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要である。

（５）連携・協力

子供の読書活動を推進していく上で，学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子供の読書活動を推進することが重要である。都道府県及び市町村は，幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて，地域の図書館との連携や子供の読書活動の充実を図ることが有効である。

Ⅴ　子供の読書への関心を高める取組

成長に伴い他の活動への関心が高まり，相対的に読書の関心度合いが低くなっている子供も見られることから，引き続き読書への関心を高める取組を行うことも必要である。

特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには，友人等の同世代の者とのつながりを生かし，子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられる。その際，ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効である。